

## ○ 委員長報告

2月定例本会議で報告された観光スポーツ文教警察委員長報告は、以下のとおりです。

令和8年2月定例会

### 観光スポーツ文教警察委員長報告

報告いたします。

当委員会に付託されました議案の審査結果は、お手元に配付されております委員会審査報告書のとおりでありまして、いずれも原案のとおり可決決定されました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

まず第1点は、国民文化祭の準備状況についてであります。

このことについて一部の委員から、本県にとって一大イベントである国民文化祭の令和10年度開催に向けて準備を進める中で、令和9年度末での松山市民会館の閉館報道があったが、会場確保等、県としてどう準備を進めていくのかとただしたのであります。

これに対し理事者から、国民文化祭の各分野の全国大会については、会場の利便性や集客のしやすさなどから松山市での開催を希望する文化団体が多いことが見込まれるため、同市に対し、会場確保の方針について、照会文書を発出したところであり、今後、同市の回答も踏まえ緊密に協議を進めていきたい。

また、国民文化祭は県下全域で盛り上げるべきものと考えており、県としては、引き続き、国民文化祭の成功に向けて、松山市はもとより、県内市町と連携しながら、オール愛媛体制で、着実に準備を進めていきたい旨の答弁がありました。

第2点は、特別支援学校医療的ケア児通学支援事業についてであります。

このことについて一部の委員から、医療的ケア児全体のうち、本事業により何名程度の支援ができるのかとただしたのであります。

これに対し理事者から、県立特別支援学校に在籍している児童生徒のうち、喀痰吸引や人工呼吸器による呼吸管理など、医療的ケアが必要な児童生徒数は、全体で61人である。このうち、通学中に車内で医療的ケアが必要となるため、現在、スクールバスに乗車できていない40人が、本事業の対象となる。

昨年度から今年度にかけて、2年間にわたり、医療的ケア児の通学支援体制を構築するモデル事業を実施しており、その成果を踏まえて対象世帯に調査した結果、本事業の利用を希望した24世帯の25人全員を支援することとしている旨の答弁がありました。

第3点は、交通重大事故抑止総合対策事業についてであります。

このことについて一部の委員から、可搬式オービスの増強によりどのような効果が期待できるのかとただしたのであります。

これに対し理事者から、県警ではこれまで、違反車両の停止場所が確保できない等の理由で取締りが困難であった生活道路や通学路などを中心に可搬式オービスでの取締りを行っている。時速30キロメートルで走行する車両と衝突した場合の歩行者の生存率は、時速50キロメートルの場合と比較して大幅に上昇することから、可搬式オービスでの速度取締りによる交通死亡事故抑止効果は高いものと考えている。

また、可搬式オービスなどの定置式の速度取締りでは、取締地点から半径8キロメートルのエリアに約8週間にわたり速度抑制効果が継続するとの研究結果もあり、可搬式オービスの増強により、速度取締りの箇所や取締日数が増加することで、重大事故の抑止が図られる旨の答弁がありました。

このほか、

- ・古民家等活用スタートアップ支援事業
- ・日本スポーツマスターズ2025愛媛大会
- ・教員確保対策
- ・県立高校の熱中症対策
- ・県警の大規模災害対策
- ・SNSによる犯罪等から子どもを守る取組

などについても、論議があったことを付言いたします。

以上で報告を終わります。